待機児童の解消を求める意見書

保育所等を利用する児童数は246万人(2016年4月1日時点)に達し、待機児童数は前年に引き続き2万3千人を超えた。また、学童保育の全国の利用児童数は107万6千人超(2016年5月1日時点)となり、過去最多を更新し続けている。

子ども・子育て、教育への投資を拡充し、働きながら子育てをする保護者の方々の要望に応え、 子どもたちの健やかな育ちの場を確保できるよう、政府は保育所や学童保育の量の拡大や質の改善のために十分な財源確保を進め、地域の子育て支援の充実を進めるべきである。

全ての子どもたちが安心して育つことのできる社会の実現のためには、子ども一人一人の状態 や年齢に応じた適切な支援を行うことのできる環境整備が必要である。病児・病後児保育、延長 夜間保育、障がい児保育など多様な保育の提供の充実に取り組むべきである。

よって、本市議会は、政府に対し子育て支援策の拡充のため、次の項目を含む施策の早急な実施を要望する。

- 1 潜在的待機児童も含め待機児童の定義を明確にし、待機児童数のカウント方法を全国一律にすることで、待機児童の実態を明らかにして保育園や放課後児童クラブの必要な整備量を設定すること。
- 2 質の高い幼児教育・保育等を実現するため、保護者や地域の実情に応じて、保育所定員の増 員、放課後児童クラブなどの整備、職員の処遇や配置基準の改善等を進めること。
- 3 小規模保育園や一時預かりについては、保育士配置、子ども一人当たりの面積の基準の緩和 を行うことなく、保護者や地域の実情に応じて計画を立て、子どもの安全と良質な保育環境を 守ること。
- 4 子どもの命を預かり、人格形成に重要な時期に適切な対応ができる保育人材を確保するため に、保育士・幼稚園教諭等の賃金を月額5万円引き上げる処遇改善を行うこと。
- 5 国有地、公的施設を保育所に活用できるようにするために、国や都道府県が、国有地・国有 施設を含め、保育園に転用できる場所の候補をリスト化し、市区町村への情報公開を行うこと。
- 6 縦割り行政を排し、子どものための保育園開設の促進、運営者の負担軽減を図るため、子ど もの安全や保育の質の確保に影響のない規制については、厚生労働省だけでなく、国土交通省、 消防庁など省庁横断的に見直すこと。
- 7 近隣住民を含めた社会が保育園に対する理解を深められるよう、より積極的な行政の対応を促し、その仲裁を行う第三者機関の設置等を検討すること。また、「子どもの声、音」に対する社会の理解を前進させるとともに、事業者の訴訟リスクの低減を図る法制度を検討すること。
- 8 待機児童の解消及び地域の子ども・子育て支援を拡充するため、十分な予算を確保し、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を進めること。
- 9 夜間保育及び病児・病後児保育など多様な保育の提供に取り組むこと。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月24日

内 閣 総 理 大 臣

財 務 大 臣

総 務 大 臣 殿

厚生労働大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣(少子化対策、男女共同参画)

座間市議会議長 京 免 康 彦